

令和3年第2回 倉敷市廃棄物減量等推進審議会会議録

1 日時 令和3年11月26日（金）午後2時から午後3時

2 場所 倉敷市消防局4階 講堂

3 出席者

(1) 委員13人

藤原会長、井上副会長、井出委員、井上倫子委員、大屋委員、片山委員、龜田委員、川東委員、中村委員、西田委員、根岸委員、村上委員、室山委員

(2) 事務局9人

(3) 欠席者4人

網中副会長、有吉委員、田中委員、百本委員

記

1 開会・あいさつ

（会長）藤原でございます。

本日は、寒い中お集まりいただき誠にありがとうございます。

第2回の倉敷市廃棄物減量等推進審議会をこれから、開催させていただきますが、今日の内容は、事業ごみ手数料改定と、それから一時多量ごみの制度でございます。

事業ごみ手数料につきましては、これまで何回か議論させていただきました。

本日は答申案として、出るというところで、皆さん最後の議論をしていただきたいと思います。

また、一時大量ごみ制度につきましては、お亡くなりになったお家で、たくさんのごみが発生するという問題でございますが、それをスムーズに、新しい制度を構築するものでございます。

これは新しい内容ですので、是非見ていただいて、意見していただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

2 議事

(1) 第1回審議会（R3.8.4 書面開催時）における委員の皆様からの意見

(会長) 議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名につきましては、亀田委員と片山委員にお願いをしております。よろしくお願ひいたします。

最初に議事の1、第1回審議会に、これは令和3年8月4日に書面開催をした時における、委員の皆様方の意見についてを事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 先ほど会長からお話をありましたように、1回目の審議会の開催は、書面開催とさせていただいております。議事としまして、令和2年度のごみ処理実績のご報告や、事業ごみの手数料の改定について、議事とさせていただいておりました。

委員の皆様方から頂戴いたしましたご意見を別紙1の方にまとめております。

赤字の部分が、事業ごみ手数料の改定につきまして、青字の部分が施策へのご意見でございます。

まず、手数料の改定につきましては、「会長に一任いたします」といったご意見や、「値上げに全面的に賛成」といったご意見「1回で断行すべきである」といったご意見や、「真備町の復興後に実施すべき」といったご意見、そして、排出者にアンケートを行うべきといったご意見をいただいております。

また市の施策に関するものとしましては、青字の部分でございますが、F委員さんから施策全般について、「高齢者へも分かりやすいポスター掲示や、地区回覧等の活用することで、アナウンス効果の向上を」というご意見でございました。

倉敷市としましても、様々な広報手段を通じまして、高齢者の方を始め、市民の方に分かりやすい広報を心がけて参りたいと存じます。

次に、G委員さんから「大規模排出事業者への指導について、よい事例があれば、他の事業者に拡大して」というご意見をいただきました。

H委員さんから、事業ごみの出し方についての啓発冊子として作っております「Lets スリムの改訂を」といったご意見や、「大規模排出事業者への指導を積極的に」といったご意見、そして、I委員さんからは、「スーパー・ドラッグストアにおける紙の分別指導の徹底と、回収形態の構築が課題」といったご意見をいただきました。

本市では毎年、大量の一般廃棄物を排出する大規模排出事業者の方へ、一般廃棄物減量資源化計画書というものの提出を求めた上で、現場へ出向きまして、ごみの分別について、実地で指導をさせていただいております。

今年度は、啓発資料でございます Lets スリムの改訂を始め、ごみ減量に繋がるような、効果的な実地指導に努めて参りたいと思います。

また、H委員さんから、「食品ロスについて、事業系の一般廃棄物の削減を」といったご意見をいただきました。

食品ロスにつきましては、本市では、倉敷市食品ロス削減推進計画の策定を検討しているところでございます。

他にも、それぞれ貴重なご意見をいただきしておりますので、参考にさせてもらひながら、施策に反映して参りたいと考えております。

なお、赤字の事業ごみの改定につきましては、議題の2番目のところでご議論いただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(会長) ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。

なお、会議録を作成するため、会議を録音しておりますので、ご発言する前には、お名前をおっしゃられた上でご発言をお願いいたします。

一意見なし

(会長) それでは出されました意見につきまして、今後、廃棄物の行政に生かしていただきたいということで、事務局にはよろしくお願ひいたします。

(2) 事業ごみ手数料改定について

それでは次に、議事の2でございます。

事業ごみ手数料改定についてでございますが、委員の皆様からいただいております先ほどのご意見を元に、別紙のとおり答申案の3項目ぐらいでまとめると良いのではないかというふうに思っております。

まず1の金額設定についてですが、環境省が「手数料の金額について廃棄物の処理に係る原価相当の徴収が望ましい。」としておりますが、自治体間の廃棄物の流入流出防止のために、近隣市町村とのバランスを考慮してもらいたいということがござります。

次に、2の段階的な改定については、排出事業者の過度な負担とならないように、2段階程度の改定とするとしています。

最後に、改定時期については、近隣市町村とのバランスや経済情勢等を考慮した上で、適切な時期としていただきたいというものです。

以上を内容とした答申としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員) まず、復興のことについて、環境省の方とお話をさせてもらったんですけど、被害

が多い方4人ぐらいお話を聞いたんですけど 40代ぐらいの方だったら銀行もすぐローンを貸してくださって、その方は復興できたんですけど 70代ぐらいの方はまだ、復興ができなくて、家を建て直したいんだけど、どうしたらいいか分からぬというお話をされてたんです。

それで、このごみの値段も、ちょっと真備の復興が終わるまで待って欲しいなという意見がございまして、環境省の方にも、ちょっとお話を聞いたんですけど、真備はまだ完全に復興できてないので、行政の支援が必要であるというご回答をいただきまして、それでちょっと高齢者になるとボーナスがなくて、年金しか入らないので、私的な意見としたら、真備の復興後に状況を考えて、上げるんだったら、真備の復興後に上げて欲しいなと思う。

(会長) ただいまの、ご意見、意見書にも書かれていたご意見ですが、これに対して事務局から、お考えはありますでしょうか。

(事務局) このたびの事業ごみの手数料につきましては最終的に一般廃棄物を排出しているいらっしゃいます事業者の方がご負担をいただくようになるものでございます。

先ほどお話がありました、平成30年度の災害によりまして、被災されていらっしゃいます方につきましては、真備町にいらっしゃる事業者の方だと思うんですけども、真備町の事業者の方につきましては、真備地区と総社市で構成しております総社広域環境施設組合というところのエリアの範囲になります。

ですので、このたびの手数料につきましては倉敷地区の手数料でございまして、真備地区の事業者の方が排出される事業ごみにつきましては、この手数料の対象外ということになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

(委員) 倉敷市の酒津公園の近くに住んでおられるその方は、倉敷市の値段ですよね。

(事務局) その方のごみの種類なんですか、酒津に住まれているということはご自宅のごみ（家庭ごみ）ということではないでしょうか。

(委員) そこはちょっと詳しくは分かりません。

(事務局) まず、もし家庭ごみの手数料ということのお話で言いますと、家庭ごみの排出に係る手数料は、今、倉敷市におきましては粗大ごみの手数料をいただいておりますが、このたびご議論いただいておりますのは、事業者の方が排出される事業ごみということになります。その酒津に住まれている方のごみというのは、酒津で発生するごみということでしょうか。

(委員) 酒津に住んでおられて、家は復興できてない方です。

(事務局) 酒津に住まれてる方が真備町で事業をされてて、真備町においての事業に係るごみになりますと、それは今回、エリア外ということになります。

(会長) よろしいでしょうか。はい。そうしましたら、他の質問ありますか。

(委員) 意見ではございません。質問、または確認でございますが、今回の事業ごみ手数料についての方針につきましては、前回まで、具体的に金額ですとか、ある程度の時期ということの議論をして参りましたけれども、答申の内容ではそこまで踏み込みます、そこまでということによろしかったでしょうか。

(会長) 答申の作成においては、今後、具体的な数字を出してしまうよりは、もうちょっとフレキシブルに対応できるようにしておきましょうっていう考え方で、数字は出しませんでした。

ただ文書に書いて、先ほど申し上げたように、周りの近隣都市との金額等を見合わせですね、適正なというか、無理のないような、その段階的な金額の設定と、最終的には他の地域と一律になるような、同じ程度の負担にするという目的は変わっておりません。

環境省から言われているのは、徴収については、その実際の負担額に近いものにするようにという指導があるという、そういうことですので、それも考え合わせて、近隣の状況も、その価格も考え合わせて、具体的にする日を決めていくという方針で考えております。ここで数字を出してしまって、それをまた審議するとなると、それは得策ではないかなということで、方針だけにさせていただいております。

そういうご返事で事務局から何かありますか。

(事務局) はい。今、会長おっしゃられた方針で答申いただけたらと思います。

(委員) 今のお話の内容はわかりました。

意見として申し上げさせていただきますと、ちょっと私といたしましては金額をここに列記していただきたかったという意味ではございません。完全な質問でございました。

ただ、いまのご説明をお聞きいたしまして、それぞれの各時期における負担を同じにすべきということなんですが問題は倉敷市として、これぐらいを事業者が負担するというところの基準を決めることは正しいと思うんですけども、実際にこのあたりだと岡山市それからあとその他の近隣の金額で見ますと、若干乖離があるように

思います。

金額を他に合わせるということもそれは仕方ないかと思いますので、あまりその高いところに合わさなければいけないということではないのではないかというふうに、前回どおり同様に考えておりますのでそれは改めて質問させていただきたい。

(会長) この議論の前には、具体的な参考となる近隣都市の価格もお示しさせていただきましたし、そういう、それを参考にして、倉敷市の価格を決めていくわけですが、そういうことから、乖離しておりません。

あえてだすことはないということでございますが、これ岡山市もまた変わってくるかもしれませんし、他のところの動きが出てくるかもしれませんので、そういう意味では、実際に金額を決める際には、十分周りを見渡しながら、適正な金額、特に高い金額ではなくて、あくまで適正な金額というふうにしていくという方針でございます。

他に注意点とかありましたら、一言これについては確認しておきたいということがございましたらよろしくお願ひします。

(委員) これは今回、答申の内容につきましては、こういった形になるのかなという感じがします。

ただ、今までですね、検討の中で、課長さんでしたか委員さんでしたか言われたんですけれども2回で値上げをするとか段階的にですね、排出事業者の負担になるとまずやりません。

ですが、その中でですね、確か会長さんがおっしゃったと思いますけれども、排出事業者側の、いわゆるこれ事務局の方が説明していただくのは経済的インセンティブですかね。

要するに目標値をある程度設定して、削減ですね、それにある程度の達成をした業者に対しては、いくらかの、やっぱりインセンティブを与えるというようなことを事務局としては、今後考えていく必要はないのかなと考えられます。

といいますのも最終的に2回なのかわかりませんけども、180円とか280円としますけれども、それに値上げをすることは目的ではなくて事業ごみの排出を抑制する減らすというのが目的であるとするならばやはり大量のごみを排出する事業者に対して、もっとモチベーションを上げるような施策を事務局、行政側として考えるべきではないかなと。

やっぱり事業者側はですねやる気といいますか変える意欲、お金かけてもらって、

是非ともそういうふうですね、その何か何だかのインセンティブを与えてですね、やる気を起こさせるというふうな、施策をお願いしたい。

これはちょっとお答えいただきたいと思いますけれども、たぶん排出事業者側は年間の排出量をどれだけ今多分、このぐらいだったら発信源の行政側の方は、つぶさに把握をされていないと思いますので、そういったことも含めましてですね、実際の場をどのようにしていくのか、どのようにやる気を持たしていくのかというのが大切だと思います。

(会長) 貴重なご意見ありがとうございます。

少し整理をさせていただきますと、事業系ごみの処理料金の改定というのは、一つは現在の処理料金が安い分、市の負担が大きくなっているというのが、現実です。

2点目は近隣地域との価格差があると、安い方にごみが流れる懸念がございます。従って、地域とのバランスを考えないといけない。

3番目に、今おっしゃったように、やっぱり事業系ごみを減らしていくかといけない。

なので、こういうふうに手数料が高くなっていくとその効果で、ごみを減らしていくとインセンティブが少しあっただろうということもあるかもしれません。

で、ただそういうふうに実際減らした事業者に対して、何か褒めるっていうか、或いはもっとやる気を出してもらうそういう政策は別途必要なのかなというふうに思います。

この料金の改定というのは、一番最初に申し上げた、金額的に市の財政を圧迫して

るっていうところが出発点なんですけど同時に、将来の排出量削減という点では事業系がふえている。

だから、それを今回手数料を上げるっていうことをきっかけにして、事業系ごみをどう減らしていくか、それを自主的に減らしてもらうような、そういう取り組みを市ほうで新たに考えていただきたい。

というようなご意見ですので、ぜひ参考にしていただきたい、今後の政策が、新たな政策として検討してください。

ただ、今の話は、今後のまたそういうタイプの事業系ごみの減量化対策の中で、何か新しい取り組みというふうに、ちょっと検討していただきたい今回の更新については、これはもうこれでさせていただきてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それではちょっと金額について具体的な数字がないっていうところは多少気になりますけどそこは、私、申し上げたように、これまでに議論していた数字が入って議論し、我々してきました。

その議論の中身を十分理解した上で、適正な価格を設定していただきたいというのが含まれていますので、あえて数字は入れてませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それではこの答申で認めていただいたということにいたします。

(3) 一時多量ごみ制度について

それでは次に議事の3、一時多量ごみ制度でございます。

倉敷市では新しい制度を検討されているということで、本日、その概要についてご説明をいただけるというふうに聞いております。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 別紙3の方をご覧ください。1枚めくつていただきまして、2ページをご覧ください。

本日の説明をさせていただく内容を記載しております。

第1章としまして、一時多量ごみの概要についてご説明を申し上げ、第2章で、倉敷市の現在の状況、第3章で、今考えております制度の概要、第4章で、この制度に係る収集運搬業許可についてご説明をさせていただこうと思います。

それでは、3ページをご覧ください。

まず、一時多量ごみの定義でございますけれども、一時多量ごみとは、一時的に大量に排出される家庭系のごみのことを指します。

この一時多量ごみにつきましては、遺品整理や引っ越し等に伴い発生するものでございまして、近年の高齢化社会の進展によりまして、ニーズが高まっておるところでございます。

次に4ページをご覧ください。

現在の一時多量ごみの処理方法でございます。3点ございます。

1点目が、通常のごみ収集の日にごみステーションに分別して排出する方法。

そして2つ目が、市内4地区にあります環境センターへご自分で搬入していただく

方法。

そして3つ目が、粗大ごみでありましたら、自宅まで収集に伺う戸別収集という方法がございます。

現状では、この3点の中のいずれかで、対応をお願いしているところでございます。

しかし、市民の方にとりましては、ごみが大量にあるということで、運搬が困難であるということ。

遠方からの遺品整理等であったときには、遠いので、業者さんにお願いしようと思われても、現状では家庭ごみは、業者さんに依頼ができないところが問題点と考えております。

次に、5ページをご覧ください。

本市におきましては、一般廃棄物収集運搬業者さんは、事業所から排出されるごみの運搬ができるだけで、家庭ごみの運搬ができないことになっておりますが、この家庭ごみについても、許可制度の対象とすることで、市民の方が、業者さんに、一時多量ごみの排出をお願いすることができるようになります。

6ページをご覧ください。

市民の方、倉敷市、許可業者の概念図を示しております。

一般廃棄物収集運搬業者さんからの許可申請によりまして、倉敷市が許可した業者さんのみ一時多量ごみの収集運搬ができることになりますけれども、市民の方は、まず、倉敷市の方に一時多量ごみ制度の利用申請をしていただくとともに、許可業者さんと収集運搬の契約をしていただくことになります。

ごみの分別の後に、本市は現場確認に行かせていただきまして、分別が適正に行われているのかどうかということを確認しようと考えております。

7ページをご覧ください。

一時多量ごみに対する収集運搬業の許可についての考え方でございます。

一時多量ごみは家庭系の一般廃棄物でございまして、市の総括的な処理責任のもとで、廃棄物を適正に処理することが最も重要であると考えております。

市民の方は、直接、許可業者さんと契約をし、収集運搬費用やごみ処理に関する費用を許可業者さんに支払うこととなります。

したがいまして、市民の方が安心して依頼ができる業者さんのみを許可するというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

(会長) ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありますか。

(委員) 今の制度すごくよりいいなと思いました。

私は実家が市外なもので母が亡くなりまして、これに大変でした。

普通のごみ処理業者に頼んでも、すごい莫大なお金がかかって、実家がある市町村はそういう制度がないので、それで払って何十万もかかったので、こういうふうにくださると、とても皆さん使いやすいんだろうと思います。

私達のまわりもみんな高齢化してますので後の処理がすごく大変で、個別に持っていくのも大変だし、業者に頼むと本当に法外なお金を請求される場合があるので、この制度よろしくお願ひします。

いいなと思いました。

(会長) ご意見ありがとうございました。他にございますでしょうか。

また、この制度に対し懸念されそうな点とか、それから、不明な点とかご質問ください。

これ初めての議論で、突然こういう方針を示されて、なかなか質問も見つからないかもしれません、屈託ないご意見を言ってください。

私から一つ。費用の支払いっていうのは排出者から許可業者にするわけですが、この費用というのは、それぞれの業界業者が決めた費用、それを個別に支払うってことですか。

大体これぐらいの金額というのは金額を市が示すんですか。

(事務局) 許可業者さんが行われる運搬とかの料金につきましては、許可業者さんが、決められる料金と考えております。

(会長) はい。どうぞ。

(委員) 市民が安心して依頼できる業者を許可しますとのことでございますが、その条件といいますか、基本的な許可の条件とかはどのようにお考えかお聞かせ願いたい。

(事務局) 許可の条件はどのようなものを想定してるのかというご質問だと思います。

今の現状では車両や人員の確保を求めることによりまして、実態のない事業者さんや、能力を持っていない業者さんに許可しないようにすることで、市民の方が安心して依頼できる業者さんのみに許可を出す予定としております。

(委員) お願いをするのが、市民が倉敷市に申請をして、許可申請を許可業者に出すのか、

市民が許可業者さんも選ぶのか市役所の方たちがその許可業者さんをある程度、ここは大丈夫ですよみたいなのをある程度何か示されてその中から選んでいただくのか、どちらなんでしょうか。

(事務局) 許可申請を受け付けた時に倉敷市で許可が出せる業者さんかどうかを判断させていただきます。それをクリアしていただいた業者さんの中から、市民の方が選んでいただいて、依頼をしていただくという形になります。

(会長) 他にございませんでしょうか。

(委員) 町内でよく引っ越しの際に自転車を放置したままで何台もあったりするんですけど、この間、10月23日にイオンに行ったんですけど、あのときは、本と服をリサイクルでもらってる人、家具は売ってたんですけど、自転車のリサイクルをなんかをして、もうアパート一つで4、5台ぐらい置いて、警告で紙を貼ったときにそういうシステムがあれば皆がもって行くんじゃないかなと思うんですけど、特に外国の方が何人か住まわれてるみたいなんで。

(事務局) 今のお話はアパートの敷地の中での放置自転車のお話でよろしかったでしょうか。

(委員) 自転車置場に私が引っ越してきて3年になるんですけどずっと置いてます。

(事務局) 10月23日に、イオンモールの方で、リサイクルフェアを開催させていただきました。

ごみの現状とリサイクル意識の向上を目的として、開催させていただいたものです。ご参加ありがとうございました。

先ほどお話をありましたアパートの中での自転車置場等に長年自転車が放置されているという、話だと思うんですけども。民地の中の所有物につきましては、おそらくそのアパートの方で管理会社さん、不動産屋さんが、いらっしゃるのではないかと思います。

その管理者さんにちょっとご連絡をお願いいたしまして、ご対応いただけたらと思います。

(委員) 自転車は、クルクルセンターでは受け付けてないですか。

(事務局) クルクルセンターというところが、児島支所の南側に、環境センターと併設してございます。

今お話をありましたように、市民の方が不要になったものを持ち込んでいただきます

して、使えるものでしたら、ちょっとした修理をさせてもらったりしまして、家具のソファーとかタンスとか収納ボックスとか、そういうもののご寄附いただきしておりますので、それを修理いたしまして、格安な料金で提供させていただいております。

好評をいただきしております、応募の方が、複数いらっしゃって大体抽選になって、またリサイクルして使っていただいているという状況がございます。品目につきましては、今、家具と衣服と本の方の受け付けをしておりまして、自転車の方は、取り扱いをさせてもらっていないのが現状でございます。

(会長) よろしいでしょうか。はい。

他にございますでしょうか。

(委員) まず処分費用というのは粗大ごみの戸別収集とかと比較して、どういう形ですか。

(事務局) 処分費用は、先ほど会長の方から説明があったんですけども費用につきましては、現状持ち出しをし、環境センターの方に持ち出しをしていただくようにと、基本的に変わらないということですね、考え方として片付けと、あと処分の二つあります、片付けの方はもう純粹に民間の方で、サービスとしてやっていただくということで、先ほどもありました民間の金額の方に委ねることなんですけども、処分につきましては、倉敷市が条例で手数料を定めていますので、基本的には持ち込みの手数料と同額ということで、許可した業者さんの方に、粗大ごみ処理券として、排出される住民の方に、処理券を購入していただきまして、環境センターに持ち込むのと同額の処理手数料をお支払いいただくことを想定しております。

ですから、家電ごみですか、資源ごみにつきましては、分別をして、業者さんに依頼してもらうんですけども、これにつきましては処分手数料については、現状と同じを考えております。

(委員) それとあと片付けについても他の一連の流れの中でということなんですが、片付けですと、我々も専門です。

片付けの業者さんに委託をしたりとか、そういうのもあったり、そこはもう許可をした業者で1から10まで、やるというのを前提としたシステムということでよろしいでしょうか。

(事務局) 片付けは今現在民間の方で行われてます片付けの業者が片付けをするケースもあれば、収集運搬の許可を取られている業者さんで片付けをするケースもあると思うんですけども、今回皆様にご提案させてもらってるのが、収集運搬に係る許可がで

すね継続できないところが課題となりまして一連のサービスが提供できていないというところですので、片付けは民間サービスとして、現状は片付け屋さんもしくは、新規として許可業者さんが手がけることができるかと思います。

この片付けですとか、収集運搬にかかる費用につきましては、今市でも手数料を定めておりませんので、民間の方で定めていただくようになるのかなというふうに考えております。

処分の許可をもって、改めてごみが運搬できるようになりますので、そこから市の指定する処理施設に持ち込む際に処分手数料につきましては、市の今設定している手数料がかかるという考え方を検討しているところです。

(委員) あとはちょっと専門的になってくるので、また別の機会にお話を伺いできればと思います。

(会長) はい、ありがとうございました。

排出に関わるところで、ちょっと質問したいんですけど、倉敷市の方から現場確認というか、具体的に何の確認をされるのかということについて、ご説明ください。

(事務局) 私の方から説明させていただきます。

簡単に言いますと、分別が適正にされているのかどうかと、あと事業ごみが混ざつて家庭のごみとして、市の処理施設に排出されるのはちょっと困りますので、その辺の事業ごみと家庭系のごみが混ざってないかということを、主に確認をさせていただこうと思ってます。

(会長) そうすると、許可業者が運ぶところを確認するのではなくて、その排出者がちゃんと分別をしているかどうかというところを見られるわけですか。

そうすると、現場確認というのは、排出者を、ある意味監視するためのもので、運搬業者が適切にそれを運び出したということではないということになると、これ排出者の方もですね一緒に亡くなられた方住んでて、分別もできるという、そういう余裕がある方だったらしいんですけど、普段一緒に住んでなくて、亡くなったから、その正規にやってもらってですね、ごみが一杯あってどうしようって困ってられるんですけど、そこでその方がちゃんと分別しなきゃいけないという、結構それ負担だと思うんですけど、それを市は確認するんですね。

(事務局) 今の確認作業ですけども、現地で確認させていただく目的といたしましては、まず市の処理施設に排出していただく関係で、やはり市が定める5種14分別というもの

は必要なかなと思います。

排出者の方が分別困難な場合は、おそらく民間の方に費用を払って分別のところから、作業していただくようになるのがなと思われます。

市の方はその分別の仕方ですか、そこに助言をしたり、大体どれぐらいの規模のごみがあるかという確認をさせていただいた上で、あと許可業者さんが市の処理施設に持ち込みをいただくときには、その重量ですか、そういうたものを確認いたしますので、その他の現場ですか、事業系のごみが混入しないような、そういうたちょっと事前に入口のところ出口のところ、横のところで、確認させていただくことで、この制度が適正に運用できるような形で見させていただこうかなというふうに今考えてるところです。

(会長) 他の方々で何かお気づきというか、不明な点などありますでしょうか。

参考までにですね、他都市では、このような多量排出については、どのような状況でしょうか。

(事務局) 近年ですね、こういったことが社会的な問題となっておりまして、やはり全国でも最近になってから事例として出てき始めています。

先進的な都市といたしましては、神奈川県川崎市さんですか、あと九州の方の福岡市さん、そういうたところがもうすでにこういった制度を設けておりまして、通常、全国的に今傾向といたしましては市がごみの運搬の許可をしてるのは、事業系のみに限っているところが大多数です。

ただ、こういった一時的な多量のごみを運ぶこと自体が、市の計画的な収集にそぐわないということで、やっぱりこれは常に市の方が機動力を持っておくということが、余剰な戦力みたいなことにもなりかねませんので、ここの困難な部分につきましては民間の方の力を借りさせていただきまして、そこまで運用をするということで、こういった制度が今全国で始まりつつあるところですので、倉敷市もこういった自治体の制度を参考にさせていただきまして、制度設計の方をしているところですので、課題の共有はできてるかとは思いますので、そういうたところも参考にさせていただきながら、作り上げていきたいというふうに考えております。

(会長) 全国的に、この多量排出廃棄物の処理については問題になつてると。

それに対して、倉敷市はこれから制度を作っていくという、そういう状況にあるということをご理解いただけたと思います。

細かいですけれど、この排出者っていうのは、亡くなった方が倉敷市の住民である
ということが、必要なのか、それともそこを相続される方がライフワークとして倉敷市
に籍がなければいけないのか、そこら辺いかがですか。

(事務局) 倉敷市が処理するごみというのがですね、倉敷市市内のエリアから発生した廃棄物になりますので、倉敷市内の方が、もし仮に亡くなられて、残置物がある場合に、それを息子さん娘さん相続される方が市外、県外に住まれてる方が片付けする場合でも、このサービスの方は利用できることになっております。

(会長) はい、わかりました。倉敷市内にお家があつたら、それはこの制度を使えるという、そういう理解でよろしいですね。ありがとうございました。

こういう制度があれば、何らかのね、ごみ屋敷が発生するというようなことも、防げるかもしれませんね。要するに処理の負担が減るということで、ちゃんとされる方が増えると。

他にご意見ありますでしょうか。

ないです。

それではまたご意見また後で出てくるかもしれません、とりあえず今思いつく意見、質問をさせていただきました。

この制度については市民にとって利便性の高いということではないかと思っております。

それから、制度としては、より具体的にというか、肉付けをされていくんだと思いますけど、今後また議論できたら良いかと思います。

予定した時間よりもかなり早く終わりましたが、もし、本日のことで何かご発言追加でされるとか、事務局の方から何か追加的に議論する内容ありますでしょうか。

協議ありませんか。

それではですね、ないということですので、早く終わりましたが、第2回の廃棄物減量等推進審議会は、これで終了いたしましたので、マイクを事務局にお返しします。

(事務局) 会長どうも大変ありがとうございました。

それでは時間的に早いですけども、これより閉会にあたりまして、環境リサイクル局長佐藤よりご挨拶を申し上げます。

4 閉会

環境リサイクル局長あいさつ

以上のとおり、議事が行われたことに相違ありません。

令和3年12月27日

会長

藤原 健史

委員

片山 貴光

委員

龜田 紀子